

○宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年3月30日要綱第14号

改正

令和4年3月31日要綱第14号

令和5年4月1日要綱第17号

宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図るため、若者の婚姻時の新生活に要する費用に対し、予算の範囲内で宇多津町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「事業年度」という。）の前年度1月1日から事業年度の3月31日までの間に婚姻届が受理された世帯
- (2) 夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であるものとする。
- (3) 世帯の住宅が宇多津町内にあり、かつ、夫婦いずれもが宇多津町に住民登録をしていること。
- (4) 夫婦いずれもが婚姻届けが受理された時点で39歳以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (6) 夫婦いずれもが補助金の交付申請時及び実績報告時において、町税に滞納がないこと。
- (7) 夫婦いずれもが、宇多津町東京圏U J I ターン移住支援事業補助金、宇多津町新婚等世帯家賃補助金、宇多津町県外移住促進家賃等補助金若しくは住宅確保給付金を受けていないこと。
- (8) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。ただし、次項に規定する世帯を除く。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はその恐れがないと認められること。

2 前年度に補助金の交付を受けた世帯であつて、その補助金の額が、事業年度の要綱に規定していた1世帯当たりの上限額に達していない世帯（以下「継続交付対象世帯」という。）

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、次の各号に定めるとおりとし、事業年度の4月1日から3月31日までに要した経費とする。ただし、勤務先から住宅に関する手当等が支給されている場合は、当該手当等の支給分を補助対象経費から差し引くものとする。

(1) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得又は賃借する際に要した費用で、当該住宅の取得費（新築する場合の工事請負費を含む。）並びに賃貸料、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手数料。ただし、次に掲げる住宅に係る費用は除く。

ア 勤務事業所の社宅・社員寮、公的賃貸住宅

イ 夫婦の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅

(2) 引越費用 婚姻を機に宇多津町に転入し又は宇多津町内で転居する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る費用。ただし、次に掲げる費用は除く。

ア 不要になった家財道具の処分に係る費用

イ その他町長が適当でないとする費用

(3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、次に掲げる費用は除く。

ア 倉庫、車庫に係る工事費用

イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

ウ エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額とし、夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で29歳以下の場合は、60万円を上限とし、夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下の場合は、30万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て

るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本の写し
 - (2) 夫婦それぞれの所得証明書
 - (3) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
 - (4) 住宅の売買契約書(新築する場合は工事請負契約書)又は賃貸借契約書の写し
 - (5) 住宅の賃貸借契約の締結に関して要した初期費用の額及びその内容が分かる書類
 - (6) 引越費用の額とその内容が分かる書類
 - (7) リフォーム費用の額とその内容が分かる書類
 - (8) 勤務先からの住宅に関する手当等が分かる書類
 - (9) 町長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めたときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じたときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金変更申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により補助金の額を変更することと決定したときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金変更決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 交付決定者は、原則として、4月から9月までに係る費用分は、9月30日までに、10月から翌年3月までに係る費用分は、翌年3月31日までに宇多津

町結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の確定通知）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて聞き取り等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇多津町結婚新生活支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条の規定により補助金の額の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消し等通知書（様式第9号）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 交付決定後、第2条各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（更新手続）

第12条 次年度において、家賃補助の更新申請をする継続交付対象世帯は、次年度の4月末日までに、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付更新申請書（様式第10号）により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 更新時における交付決定については、第6条第1項及び第2項並びに第3項の規定を準用する。

3 前項に係る交付決定の変更については、第7条第1項及び第2項の規定に準用する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。